

こんな方にお勧めします

- ✔ 離婚に向けて条件を決めたい
- ✔ 親子交流の条件を決めたい、変えたい
- ✔ 共同養育に向けた計画書を作りたい
- ✔ 別居の条件を決めたい

りむすび協議離婚サポート(ADR)の流れ

STEP 1 申立前のご相談

調停手続きのご説明(無料)や事前カウンセリング(90分13,200円)を行います。

STEP 2 調停の申立

申立書をりむすびに提出いただけます。(申立料22,000円)

※ 申立人と相手方が調停手続きの利用に合意している場合は11,000円減額

STEP 3 相手方に意向確認

相手方に意向を確認し、カウンセリングを行います。

※ カウンセリング(90分13,200円)、ペアカウンセリング(120分22,000円)

STEP 4 調停

申立人、相手方、弁護士、カウンセラーで原則オンラインで行います。

※ 90分×3回(1回につき双方33,000円)で5回まで延長可能です。

STEP 5 調停成立

お互いの希望条件が合致すれば、調停成立となり、合意書を作成します。(双方44,000円)

(税込)

りむすびコミュニティ

別居・離婚後パパママの交流の場
オンラインサロン「りむすびコミュニティ」
会員募集中!相互理解を深めませんか。



りむすびコミュニティ

無料オンライン相談会

りむすびのサポートのご説明や
お悩みへのワンポイントアドバイスを
いたします。随時開催中!

りむすび 相談会

共同養育実践マニュアル

書籍「共同養育実践マニュアル
別れたふたりで子育てする
ケーススタディ30」
ぜひお読みください。



LINE・メルマガ

りむすびの活動にご賛同くださる方へ、
お役立ていただける情報を
LINEやメール配信します。



一般社団法人 りむすび

東京都渋谷区神宮前6-23-4 桑野ビル



✉ rimusubi@gmail.com

🌐 <https://www.rimusubi.com>

りむすび



子どもの気持ちを真ん中に



パパとママの
話し合い
離婚サポート
ADR



りむすびADRセンター

ADRとは?

「Alternative(代替的)」
「Dispute(紛争)」
「Resolution(解決)」

ADR=裁判外紛争解決手続
りむすびは法務省のADR認証機関です。

- 相手と直接話すともめてしまう
- うまく相手に伝えられない
- 弁護士に依頼するのは躊躇する
- 裁判所で争うことは避けたい

そのようなときに



争わずに話し合いを進めやすくなるのが
話し合い離婚サポートADRです。



りむすびADRの強み

感情を整理しながら条件決め

弁護士とカウンセラー二人体制の調停人が夫婦の仲裁に入り、わだかまりを解消しながら条件を決めていくことで、不要な争いにならないよう円滑な協議を進行し、離婚後親同士の関係を築けるようサポートします。

子どもの気持ちを真ん中においた話し合いの場づくり
子どもがいるご家庭では離婚しても親同士の関係は続きます。親子交流・養育費・財産分与などについて、争わずに話し合い子どもが両親から愛情を受け続けられるように取り決めにサポートします。

離婚後の子育て共同養育のケース事例多数

親同士の関係性や親子交流の頻度に応じて様々な共同養育のケースをご紹介します。各ご家庭に適した養育方法をご提案し離婚後も伴走します。

りむすびの特徴

	りむすび協議離婚サポート(ADR)	裁判所(調停)	夫婦の話し合い
話し合いの方法	オンライン上で弁護士・カウンセラーが仲裁に入って話し合い	月1回～2ヶ月に1回程度 書面でやりとり	本人同士や家族友人などを交えて話し合い
費用	30万円程度	3,000円程度(弁護士依頼無) 50~100万円以上(弁護士依頼有)	0円
期間	3ヶ月程度	平均半年以上	夫婦の関係性による
回数	原則3回	平均3回程度	適宜
期日	平日昼間のみ	平日昼間のみ	夫婦が可能な時
進行役	弁護士とカウンセラー	裁判所	なし
メリット	専門家が仲裁し口頭で話し合いをするのでお互いに意向を伝えやすい。 感情の整理をしながら争わずに条件決めができる。 各ご家庭に適した養育方法を決められる。	弁護士へ依頼しない場合は費用を抑えられる。 裁判所での書面が公正証書になる。	費用がかからない。 夫婦の都合に合わせて話し合いができる。
デメリット	弁護士へ依頼しない調停や当事者での話し合いに比べて費用がかかる。 相手が応じない場合には話し合いができない。	弁護士へ依頼すると費用がかかる。 条件を決める場なので感情を伝える機会がない。 書面で相手を批判するようなやりとりが続く勝敗を決める場になりやすい。	関係が悪いと話し合いが難航する。 きちんと条件を決めないまま離婚してしまう。または、話し合いが難航し条件が決まらない。
結果	離婚後父母としての関係を再構築しやすい。	対立が深まり関係が悪化しやすい。	

費用例(税込)

費用をぐっと抑える場合
申立料 11,000円(申立人がお相手に提案)
調停 66,000円/回(1回のみ)
合意書作成 0(自分たちで作成) **合計 77,000円**

申立人がお相手へADRを提案した場合
申立料 11,000円(申立人がお相手に提案)
調停 66,000円/回×3回
合意書作成 88,000円 **合計 297,000円**

りむすびがお相手へADRを提案した場合
申立料 22,000円
調停 66,000円/回×3回
合意書作成 88,000円 **合計 308,000円**

ご利用者様の声

「中立的な立場」「子どもたちにとってどうか」
「争わずに離婚を成立させる」という観点から、
協議を進めていただきました。



当事者同士だけではなかなか話し合いが難しい
「お互いに何を望んでいて何を避けたいのか」など、
抽象的な想いやイメージから具体的な条件までをADRを通して明確にしなが、落とし込むことができました。